

白監公示第 20 号  
令和 5 年 1 月 31 日

白石市監査委員 遠 藤 智

白石市監査委員 松 野 久 郎

行政監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。



令和4年度

行政監査結果報告書

～歳入歳出外現金の取り扱いについて～

白石市監査委員



# 行政監査結果報告書

## 1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

## 2 監査の内容

歳入歳出外現金の取り扱いについて

## 3 監査の目的

歳入歳出外現金は普通地方公共団体の所有に属しない現金だが、適切に取り扱わなければならないことは歳計現金と同様である。歳入歳出外現金の取り扱いを重点的に監査することによって、財務事務の適切性の向上に資することを目的とする。

## 4 監査の実施期間

令和4年11月7日から令和5年1月20日まで

## 5 監査の場所

監査委員事務局

## 6 監査の対象範囲及び対象所属

白石市財務規則第132条に規定する保管現金のうち、令和3年度中になされた受払のあるもの（同年度中に受払はなかったが、同年度末時点において、残高があるものを含む。）を取り扱った所属

## 7 監査の方法

各課等に調査票及び関係資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するとともに、現場調査を実施する。

## 8 監査の着眼点

今回の監査では、主に次の事項について調査を行った。

- (1) 歳入歳出外現金として取り扱うことに法令の根拠はあるか。
- (2) 歳入歳出外現金の受入れ、払出し等は適正に行われているか。
- (3) 令和4年度への繰越額(令和3年度末残高)において、保有額に誤りはないか。また、内容が不明なものはないか。
- (4) 歳入歳出外現金に係る事務処理は適正か。

9 監査の結果

監査の内容及び結果は、次のとおりである。

(1) 令和3年度に歳入歳出外現金を取り扱った所属及び受払額

項目	取扱い所属	所属数
保証金		
契約保証金	保健福祉部健康推進課、市民経済部市民生活課、市民経済部農林課、市民経済部商工観光課、市民経済部まちづくり推進課、建設部建設課、建設部都市創造課、建設部スマートインターチェンジ・企業立地推進室、教育委員会学校管理課	9
法定控除金		
源泉所得税	総務部総務課	1
共済組合掛金	総務部総務課	1
一時保管金		
市職員等に対する宮城県市町村職員共済組合等からの助成金や見舞金等	総務部総務課	1
公的個人認証手数料、個人番号カード再発行手数料	市民経済部市民生活課	1
日本スポーツ振興センター	保健福祉部子ども家庭課、教育委員会学校管理課	2
災害義援金	総務部総務課、保健福祉部福祉課	2
預貯金及び債権差押取立金本人還付分	総務部収納管理室	1
市税等過誤納還付金	総務部収納管理室	1
その他一時保管金	建設部建設課、上下水道事業所	2
敷金		
市営住宅敷金	建設部建設課	1
子育て応援住宅敷金	建設部建設課	1
	合計	23

令和2年度からの繰越額	54,727,570円
令和3年度中受入額	417,726,250円
令和3年度中払出額	432,011,869円
令和4年度への繰越額	40,441,951円

## (2) 契約保証金

- ア) 根拠法令 地方自治法施行令第167条の16第1項
- イ) 受払の概要 当市が発注する建設工事、測量設計業務、物品の購入及び製造、清掃などの役務の提供に係る業務、賃貸借業務の契約にあたり、契約の履行の担保や、債務不履行の際の損害の補填を容易にするため、受注者から契約金額の10%以上の額を契約保証金として納付してもらい、受注者がその契約を履行した後、還付する。
- ウ) 取扱い所属 保健福祉部健康推進課、市民経済部市民生活課、市民経済部農林課、市民経済部商工観光課、市民経済部まちづくり推進課、建設部建設課、建設部都市創造課、建設部スマートインターチェンジ・企業立地推進室、教育委員会学校管理課

### エ) 令和3年度中の受払状況

令和2年度からの繰越額	22,753,500円
令和3年度中受入額	17,248,000円
令和3年度中払出額	23,810,600円
令和4年度への繰越額	16,190,900円

令和4年度への繰越額は、工事や業務委託が、「令和3年度末に終了し、返金が年度を繰越したもの」、「年度内に工事等が完了せず、翌年度へ繰越したもの」等である。

### オ) 調査結果

請負業者において、完成合格の後、工事費等の請求書とともに契約保証金の返金請求書も提出され、返金の処理が行われており、概ね適正に処理されていた。

管理の状況は、財務会計システムのみで管理している。業者より、請負金額の請求書提出時に契約保証金の請求書も提出されることから、システム等で管理するまでの必要性はないとしている。よって、マニュアルの整備は行われていない。

年度を繰り越す場合の確認は、年度繰越し後に会計課において「歳計外繰越対象リスト」を作成し、各課に配付、各所属において工事・業務名、業者名、金額の確認を行っている。

この中で、令和2年度から令和3年度に繰越し、さらに令和4年度へ繰越されている工事が6件あったので確認した。建設課の5件においては、令和2年度中に工事等の契約を行い令和3年度に繰越した工事が、同年度末に完了したもの4件、令和4年度に繰越したものの1件であった。農林課の1件においては、令和2年度末に工事が完了したものの、業者より契約保証金の返金請求がなく、令和3年度に繰越し、令和4年度まで繰越したものであった。

#### 【指導事項】

- ① 農林課における契約保証金の返還遅延は、業者からの請求がなかったとは言え、工事費の支払い時の確認漏れ、年度繰越し時の確認漏れであり、今回の調査により返還漏れに気づき、令和4年11月28日に返還している。今回の調査がなければ、さらに返還が遅れていたと思われるので、今後は、このようなことが無いよう契約保証金の管理と確認を徹底されたい。
- ② 契約保証金の管理及び返金漏れを防止するためにも、年度初めに会計課が作成する「歳計外繰越対象リスト」との照合を必ず行い、適正な管理の徹底を図っていただきたい。また、工事等の件数が多い建設部等においては、契約保証金の受払簿（出納簿）等の作成を検討願いたい。

### (3) 法定控除金(源泉所得税、共済掛金)

- ア)根拠法令 所得税法第183条第1項、地方公務員共済組合法第115条
- イ)受払の概要 源泉所得税は、市職員から徴収した源泉所得税を翌月10日までに大河原税務署長あて支払う。  
共済掛金は、市職員から徴収した共済掛金の自己負担分であり、事業主負担分とあわせて当月末日に宮城県共済組合あて支払う。
- ウ)取扱い所属 総務部総務課
- エ)令和3年度中の受払状況

	源泉所得税	共済掛金
令和2年度からの繰越額	4,661,829円	0円
令和3年度中受入額	72,512,542円	283,967,144円
令和3年度中払出額	73,364,041円	283,967,144円
令和4年度への繰越額	3,810,330円	0円

令和4年度への源泉所得税の繰越額は、令和4年3月分の給与・報酬から控除した源泉所得税を翌月10日に支払うため発生している。

- オ)調査結果  
概ね適正に処理されていた。  
【指摘・指導事項】 なし

### (4)-1 一時保管金(市職員等に対する宮城県市町村職員共済組合等からの助成金や見舞金等)

- ア)根拠法令 地方自治法施行規則第12条の5第1号及び第2号
- イ)受払の概要 市職員等に対する宮城県市町村共済組合、宮城県町村会、全国市長会等からの助成金や見舞金等を受入れ、該当する職員の口座に振り込む。
- ウ)取扱い所属 総務部総務課
- エ)令和3年度中の受払状況

令和2年度からの繰越額	0円
令和3年度中受入額	984,776円
令和3年度中払出額	984,776円
令和4年度への繰越額	0円

- オ)調査結果  
各団体への助成金等の申請を総務課人事係が窓口となって行っており、団体より振込みがあった場合、申請した職員名と金額を確認し、当該職員あてすみやかに振込んでおり、概ね適正に処理されていた。

#### 【指摘事項】

保険事業の事務手数料を一時保管金で受入れ、白石市職員組合に同額を送金しているものが5件あった。これは地方自治法施行規則第12条の5第1号及び第2号にはあたらないことから、歳入歳出外現金として取り扱うことはできない。保険事業者から白石市職員組合に直接送金してもらうよう改めること。

#### 【指導事項】

令和4年1月31日に宮城県市町村職員共済組合から振込みのあった12,000円については、令和3年度メンタルヘルス研修会助成金であり、同年3月4日に雑入へ公金振替の手続きを行っている。これは、保管金で受入れせず、雑入で受入れすべきものであり、事務手続きの誤りであった。今後は誤りの無いよう事務処理を行うこと。



#### (4)-2 一時保管金(公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料等)

- ア)根拠法令 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第18条の2第3項
- イ)受払の概要 公的個人認証サービスに係る電子証明書発行及び個人番号カード再発行にかかる手数料を市民から預かり、件数及び金額を地方公共団体情報システム機構に報告し、それをもとに次年度4月に請求があり5月下旬までに支払いをする。
- ウ)取扱い所属 市民経済部市民生活課
- エ)令和3年度中の受払状況

	公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料	個人番号カード再発行手数料
令和2年度からの繰越額	6,400円	0円
令和3年度中受入額	7,200円	21,600円
令和3年度中払出額	5,000円	0円
令和4年度への繰越額	8,600円	21,600円

令和4年度への繰越額は、令和3年度1年分の手数料の支払いが、国からの請求により令和4年度5月に支払うこととなるため発生する。

#### オ)調査結果

国で定めた取扱要領により事務が行われており、令和3年度分については、概ね適正に処理されていた。

#### 【指摘事項】

公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料の令和4年度繰越額には、平成28年度に誤って徴収した1,400円(200円×7件)が含まれている。これは、平成29年3月に国へ平成28年度の実績を報告する際に判明したものであり、その時に対象者を調査したが特定できなかったため、その後、毎年度繰越しとなっているものである。今後においても対象者を特定し返還するのは難しいと思われ、また、毎年繰越金としていくことは適切ではない考えるので、今後の対応について検討すること。

#### (4)-3 一時保管金(日本スポーツ振興センター災害共済給付金)

- ア)根拠法令 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条
- イ)受払の概要 学校管理下における児童生徒等の災害について、給付金の支払い請求は学校の設置者が行い、給付決定額は市に入金され、一時保管金となる。その後、速やかに保護者へ給付を行う。
- ウ)取扱い所属 保健福祉部子ども家庭課、教育委員会学校管理課
- エ)令和3年度中の受払状況

令和2年度からの繰越額	0円
令和3年度中受入額	474,750円
令和3年度中払出額	474,750円
令和4年度への繰越額	0円

#### オ)調査結果

日本スポーツセンターへの給付金の申請は、保健福祉部子ども家庭課と教育委員会学校管理課が窓口となり、災害共済給付オンライン請求システムにより行われている。給付金の決定通知書の内容と申請書の内容を確認した上で、保護者に口座振り込みにて送金しており、概ね適正に処理されていた。

【指摘・指導事項】 なし

#### (4)-4 一時保管金(災害義援金)

- ア)根拠法令 地方自治法施行規則第12条の5第2号  
イ)受払の概要 宮城県からそれぞれの義援金が市に振り込まれ、被災者へ支給する。  
ウ)取扱い所属 総務部総務課(東日本大震災義援金)  
保健福祉部福祉課(令和元年台風19号被災者生活支援義援金)

##### エ)令和3年度中の受払状況

	東日本大震災災害義援金	令和元年台風19号白石市被災者生活支援義援金
令和2年度からの繰越額	0円	6,656,000円
令和3年度中受入額	661,447円	12,987,192円
令和3年度中払出額	647,428円	19,632,380円
令和4年度への繰越額	14,019円	10,812円

令和元年台風19号白石市被災者生活支援義援金の令和2年度からの繰越金は、第1次から第3次配分の残金であり、令和3年度において全額宮城県に返還されていた。両義援金とも、令和4年度への繰越金が発生しているが、支給対象者死亡のため振込みができなかった者の分であった。

##### オ)調査結果

宮城県より入金後、すみやかに該当者あて災害義援金の振込みを行っており、概ね適正に処理されていた。

令和元年台風19号被災者生活支援義援金の令和4年度への繰越額については、同義援金配分委員会で、市の災害復興に寄与する目的に使用することが決定され、令和4年度において適正に処理されていた。

##### 【指摘事項】

東日本大震災義援金は令和4年1月28日に交付され、亡くなられた方3名分が令和4年度に繰越されているが、交付日から約1年経過していることから、3名分の支給等について、すみやかに所要の手続きを行われたい。

#### (4)-5 一時保管金(預貯金及び債権差押取立金本人還付分)

- ア)根拠法令 地方税法において準用する国税徴収法第47条第1項  
イ)受払の概要 国税及び県税還付金の差押えに係る取立金や預貯金及び債権の差押えに係る取立金を受入れ、未納税に充てることとなるが、滞納額を上回った額が受け渡された場合は、その額を本人に還付することになる。この額は、一時保管金として処理し、本人に還付する。  
ウ)取扱い所属 総務部収納管理室

##### エ)令和3年度中の受払状況

令和2年度からの繰越額	0円
令和3年度中受入額	542,173円
令和3年度中払出額	542,173円
令和4年度への繰越額	0円

##### オ)調査結果

受入れ後、還付手続きを行っており、概ね適正に処理されていた。

【指摘・指導事項】 なし

#### (4)-6 一時保管金(市税等過誤納還付金)

ア)根拠法令 地方税法第17条

イ)受払の概要 市税等が郵便振替用紙により二重納付され過誤納が発生した場合は、税システム上で調定することができず、一時保管金となる。対象者には還付金の受け取りについて通知を发出し、申し出があった金融機関の口座に還付している。

ウ)取扱い所属 総務部収納管理室

エ)令和3年度中の受払状況

令和2年度からの繰越額	4,500円
令和3年度中受入額	0円
令和3年度中払出額	0円
令和4年度への繰越額	4,500円

オ)調査結果

##### 【指導事項】

郵便振替による二重納付が発生した場合に、一時保管金として受入れ・払出し(還付)を行うという、極めて稀な事案である。令和2年7月に事案が発生した際に、すぐに納付者へ連絡し還付すべきであったが、事務処理を失念したとのことであった。さらに、令和2年度から令和3年度へ繰越しとなった際、会計課より通知されていたが、この時も確認を怠っている。令和4年4月に会計課からの通知により認知し、納付者のもとに訪問し、お詫びの上、令和4年4月27日に還付しているが、事務処理を二重に失念していた事案である。今後は、納付額確認の徹底を図るとともに、このような事案が発生した場合は、早急な還付手続きを行うこと。

#### (4)-7 一時保管金(その他一時保管金、子育て応援住宅家賃過誤納金)

ア)根拠法令 なし

イ)受払の概要 子育て応援住宅の家賃収納業者が徴収した家賃を1か月分まとめて市に納付するが、この時、誤って多く納入してしまった場合に、一時保管金となり、業者あて還付する。

ウ)取扱い所属 建設部建設課

エ)令和3年度中の受払状況

令和2年度からの繰越額	13,000円
令和3年度中受入額	0円
令和3年度中払出額	0円
令和4年度への繰越額	13,000円

オ)調査結果

##### 【指摘事項】

今回の事案は、子育て応援住宅の家賃収納委託業者が、令和2年6月分を1,000円多く納付、令和2年12月分を12,000円多く納付したことにより、一時保管金となっていたものであった。事案が発生した際に、すぐに業者へ連絡し還付すべきであったが、事務処理を失念していたものである。さらに、令和2年度から令和3年度、令和4年度へ繰越しとなった際、会計課より通知があったが、この時も確認を失念している。今回の調査により事務処理漏れに気づいたものであり、今回の調査がなければ、さらに返還が遅れていたと思われる。早急に返還の手続きを行うとともに、今後は、このようなことが無いよう確認を徹底すること。

また、家賃過誤納金を一時保管金とする根拠法令がないことから、歳入歳出外現金として取り扱うことはできない。一時保管金としない方法を検討すること。

#### (4)-8 一時保管金(その他一時保管金、企業債の受払い)

- ア)根拠法令 なし
- イ)受払の概要 企業債について、受入を一度一般会計で行い、その後、企業会計に払い出す。
- ウ)取扱い所属 上下水道事業所
- エ)令和3年度中の受払状況

令和2年度からの繰越額	0円
令和3年度中受入額	27,600,000円
令和3年度中払出額	27,600,000円
令和4年度への繰越額	0円

#### オ)調査結果

##### 【指摘事項】

企業債を、歳入歳出外現金として受払いする法的根拠もないことから、歳入歳出外現金として取り扱うことはできない。企業会計で直接受入れるよう改めること。

#### (5)-1 敷金(市営住宅敷金)

- ア)根拠法令 公営住宅法第18条第1項
- イ)受払の概要 契約時に敷金として、月額使用料の3月分を預かり、退去時に還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- ウ)取扱い所属 建設部建設課
- エ)令和3年度中の受払状況

令和2年度からの繰越額	18,928,490円
令和3年度中受入額	768,900円
令和3年度中払出額	634,200円
令和4年度への繰越額	19,063,190円

敷金は、入居時から退去するまで預かるため、毎年度、繰越額が発生する。

#### オ)調査結果

敷金は財務会計システムにおける総額で把握しているのみで、入居者ひとりひとりが納入した敷金の合計額は明確になっていない。市営住宅管理システムには、全ての入居者の敷金のデータは入力されておらず、合計額の出力ができない状態である。入居関係綴より入居者ひとりひとりが納入した敷金の合計額を集計してみたところ、令和3年度末の財務会計の額と約100万円の差が生じている。また、入居許可関係綴において、敷金の受領が明記されていない等もあった。

##### 【指摘事項】

- ① 市営住宅管理システムを活用する等により、入居者個々に敷金の管理ができるよう改善し、個々の積み上げによる敷金の合計額を算出すること。また、入居許可関係綴において、敷金の受領が明記されていないもの等は、確認の上、適切に対応すること。その上で、財務会計で管理している敷金の額と照合し、一致していない場合は、対応策を検討し、適切かつ速やかに対応すること。
- ② 市営住宅に居住している1世帯について、敷金16,500円の一部未納が確認された。これは、令和元年台風第19号により、入居していた市営住宅が被災したことから、令和元年12月より別の市営住宅に住み替えたことによる住み替え前の市営住宅敷金との差額であった。敷金は本来入居前に納入されるものであり、災害によるやむを得ない住み替えだったとしても、2年以上の間未納であり、分納もされていない。年度の繰越しも3回あり、その都度、会計課より通知があったはずだが、この時も確認を失念し

ている。今回の調査により事務処理漏れに気づいたものであり、今回の調査がなければ、さらに対応が遅れていたと思われる。早急に入居者と連絡を取り、適切に対応すること。

- ③ 市営住宅退去時の敷金の精算について、記入漏れが見られたことから、修繕に係る不足金の納入や業者への支払い等を含めた記録を確実にを行うよう改めること。

## (5)-2 敷金(子育て応援住宅敷金)

ア)根拠法令 公営住宅法第18条第1項

イ)受払の概要 入居時に敷金として、月額使用料の1月分を預かり、退去時に還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

ウ)取扱い所属 建設部建設課

エ)令和3年度中の受払状況

令和2年度からの繰越額	1,613,500円
令和3年度中受入額	65,000円
令和3年度中払出額	373,500円
令和4年度への繰越額	1,305,000円

敷金は、入居時から退去するまで預かるため、毎年度、繰越額が発生する。

オ)調査結果

敷金は、財務会計システムにおいて入居者個人毎に入力され、管理されている。住宅管理委託業者より入退去の連絡があった時に、敷金の入金及び出金もその都度対応しており、敷金の入出金事務については、概ね適正に処理されていた。

【指摘・指導事項】 なし

## 10 むすび

今回の行政監査では、歳入歳出外現金の取り扱いについて重点的に監査を行った。監査の結果は、一部に改善を要する事項があったが、おおむね適正に事務処理が行われていると認められた。

歳入歳出外現金は、市の所有に属しない現金であり、各所属においては、金額や債権等を正確に把握し、適時適切に支出等を行わなければならない。

しかしながら、今回の監査を契機に、改めて該当現金の内容把握に努めた所属が多く、また、受払簿の整備不備、残高内容が未確認のまま年度末に繰越処理が行われている等の実態があった。

このような状況では、公金事故等の発生や、仮に公金事故が発生していても発見が困難になるなど、様々なリスクが存在することとなる。

歳入歳出外現金の出納及び保管について、各所属が適正に行えるよう、会計課を中心に歳入歳出外現金の取り扱いにおけるマニュアル等の整備を進めるようお願いしたい。